

## 『日蓮教学研究所紀要』編集規定

### 一、発行

本紀要の編集・発行に関わる諸要件は、原則として日蓮教学研究所運営委員会の議を経て決定する。発行所は立正大学日蓮教学研究所とし、編集兼発行人は日蓮教学研究所長とする。

講演録など)とする。論文は、過去の研究をふまえた上で新しい見解が示されたもの、研究報告は、調査・資料等に基づき新たな問題提起が示されて次的研究に展開するものとする。

### 一、注記

注記の表記は、最新号の掲載論文に準ずるものとする。

### 一、校正

筆者校正は原則として再校までとする。再校での校正は、誤字・脱字等の誤植の訂正とし、大幅な加筆・修正は認めない。定期刊行を維持するため、筆者校正の期間は二週間以内とする。

### 一、稿料・抜刷等

原稿料は支払わない。抜刷は原則として卷頭論文の執筆者に三〇部贈呈し、史料紹介も適宜作成する。その他の論文等に関しては、原則として抜刷の作成は行わない。なお、執筆者には紀要を三部贈呈する。

### 一、原稿提出

原稿は、コピー一部を添えて編集担当にして研究所構成員の中から選出する。

一、査読　卷頭論文を除く諸論文は、運営委員の査読・添削を経た上で掲載を許可する。

### 一、原稿種別

原稿の種別は、論文、研究報告、調査報告、史料紹介、その他(書誌紹介、対談、論文目録、

### 一、著作権

本紀要に掲載された論文等の著作権は、

立正大学日蓮教学研究所に委ねられる。

一、**電子情報化** 本研究所は、国立情報学研究所の事業である各大学・研究所等諸機関の紀要類の電子情報化と、この情報をインターネット上で公開するサービス（電子図書館サービス NACSIS-ELS）に参加している。紀要三一号（平成一五年度号）より、掲載原稿の電子情報化を国立情報学研究所に依託する。但し、これは、従来通り、各著作権者の権利および利益を制限するものではない。

一、**付 則** 本編集規定は、平成一五年四月一日より執行する。

以 上